

介護・福祉・こども・医療関連施設物価高騰対策支援金（新型コロナ対策）交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、コロナ禍においてエネルギーや資材の価格上昇等に伴う影響を受けている介護・福祉・こども・医療関連施設に対し、予算の範囲内で支援金を交付することにより、経済的負担の軽減を図り、もって介護・福祉・こども・医療関連サービスの安定的な提供体制を維持することを目的とする。

2 前項の支援金の交付については、日南市補助金等交付規則（平成21年日南市規則第51号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（交付対象者）

第2条 支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。

- （1）介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく指定を受けた指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者であって、日南市内にこれらの事業に係る施設を設置する者
- （2）介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設若しくは介護医療院又は老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づく老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター若しくは有料老人ホームを日南市内に設置する者
- （3）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく指定を受けた指定障害福祉サービス事業者又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく指定を受けた指定障害児通所支援事業者であって、日南市内にこれらの事業に係る施設を設置する者
- （4）日南市地域生活支援事業実施規則（平成21年日南市規則第92号）に基づく市長の委託又は補助を受けて地域生活支援事業を実施する者
- （5）障害者総合支援法に基づく指定を受けた指定障害者支援施設を日南市内に設置する者
- （6）児童福祉法に規定する保育所若しくは認可外保育施設又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に規定する認定こども園若しくは幼保連携型認定こども園を日南市内に設置する者
- （7）児童福祉法に規定する小規模保育事業を実施する者であって、日南市内に当該事業に係る施設を設置する者
- （8）医療法（昭和23年法律第205号）に基づく病院、診療所又は助産所を日南市内に設置する者
- （9）健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく指定を受けた保険薬局を日南市内に設置する者
- （10）健康保険法に基づく指定を受けた指定訪問看護事業者であって、日南市内に当該事業に係る施設を設置する者

(交付要件)

第3条 交付対象者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 国又は法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人でないこと
- (2) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (3) 本人（法人にあっては役員）及び施設の代表者が、日南市暴力団排除条例（平成23年日南市条例第29号）第2条第2号に掲げる暴力団員又は同条第3号に掲げる暴力団関係者でないこと。

(支援金の算定対象経費)

第4条 支援金の算定の対象となる経費は、施設の運営に要する費用のうち次の各号に掲げるもの（これらに類する費用を含む。）とする。

- (1) 給食用材料費
- (2) その他材料費（診療材料等）
- (3) 医薬品費
- (4) 消耗品費
- (5) 消耗備品費
- (6) 燃料費（車両器具用燃料を車両費その他の費用で経理しているときは、当該費用のうち車両器具用燃料に係る費用を含む。）
- (7) 水道光熱費

2 前項の規定にかかわらず、この要綱に基づく支援金とは別に国又は県から前項各号に掲げる費用を対象とする直接の給付が受けられるときは、当該費用は、支援金の算定の対象となる経費から除くものとする。

(支援金の額)

第5条 支援金の額は、令和4年4月から同年9月までのいずれか1月における前条第1項各号に掲げる費用の合計から、前年同月における同項各号に掲げる費用の合計を差し引いた額の2分の1に6を乗じた額（計算の結果生じた千円未満の端数は切り捨てる。）又は30万円（第2条第6号及び第7号に掲げる者（以下「保育施設等」という。）にあっては15万円）のいずれか低い額とする。

2 交付対象者が日南市内に2以上の施設を設置しているときは、支援金の額は、それぞれの施設について前項の方法により算定した額の合計とする。

(支援金の交付申請)

第6条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、介護・福祉・子ども・医療関連施設物価高騰対策支援金（新型コロナ対策）交付申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 経費内訳書兼支援金算定書（別記様式第2号）
- (2) 誓約書（別記様式第3号）
- (3) 対象月の税務申告用経費帳（法人にあっては残高試算表）の写し

2 日南市内に2以上の施設を設置している申請者にあっては、施設ごとに申請書を提出することができる。この場合、支援金の額は施設ごとに前条第1項の額とする。

3 支援金の交付申請は、施設ごとに1回限りとする。

(申請書の審査及び結果通知)

第7条 市長は、前条第1項に基づく申請書の提出を受けたときは、内容を審査し、その結果を介護・福祉・こども・医療関連施設物価高騰対策支援金(新型コロナ対策)審査結果通知書(別記様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(支援金の請求及び支払)

第8条 前条に基づく支援金交付決定の通知を受けた者は、介護・福祉・こども・医療関連施設物価高騰対策支援金(新型コロナ対策)請求書(別記様式第5号。以下「請求書」という。)により請求するものとする。

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに支援金を支払うものとする。

(支援金の返還)

第9条 市長は、支援金の交付を受けた者が申請に当たり偽りその他不正な手段を講じたことが明らかとなったときは、当該支援金の交付の決定を取消し、当該支援金を返還させるものとする。

(関係書類の整備及び保管)

第10条 支援金の交付を受けた者は、申請及び交付に関する書類等を整備し、支援金交付決定日が属する会計年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

この要綱は、令和4年9月27日から施行し、令和5年3月31日限り、第10条の規定を除きその効力を失う。

別記
様式第1号（第6条関係）

年 月 日

日南市長 殿

申請者 所在地
名 称
代表者の職氏名

介護・福祉・こども・医療関連施設物価高騰対策支援金（新型コロナ対策）
交付申請書

標記支援金の交付を受けたいので、介護・福祉・こども・医療関連施設物価高騰対策支援金（新型コロナ対策）交付要綱第6条の規定により、下記のとおり申請します。

記

交付申請額 金 円

《添付書類》

- (1) 経費内訳書兼支援金算定書
- (2) 誓約書
- (3) 対象月の税務申告用経費帳（法人にあっては残高試算表）の写し

担当者氏名	
連絡先電話番号	
メールアドレス	

注意事項

提出に当たっては、代表者本人が署名するか記名押印してください。

様式第2号（第6条関係）

経費内訳書兼支援金算定書

事業所名	
事業所所在地	

1 経費内訳

科目	費用(円)	
	令和4年 月 (A)	令和3年 月 (B)
合計		
差引額(Aの合計 - Bの合計 = C)		

2 支援金算定

支援金基準額 (C × 1 / 2 × 6 = D) ※千円未満切捨て		円
支援金限度額 (E)	保育施設等	150,000 円
	上記以外の施設	300,000 円
支援金の額 (D又はEのいずれか低い額)		円

注意事項

2以上の施設について一度に申請するときは、それぞれ別葉で作成してください。

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

日南市長 殿

申請者 所 在 地
名 称
代表者の職氏名

誓 約 書

私は、介護・福祉・こども・医療関連施設物価高騰対策支援金（新型コロナ対策）の交付申請に当たり、以下の事項に相違ないことを誓約します。

- 1 介護・福祉・こども・医療関連施設物価高騰対策支援金（新型コロナ対策）交付要綱（以下「要綱」という。）第2条各号に掲げる交付対象者であること。
- 2 要綱第3条に掲げる交付要件をすべて満たしていること。
- 3 介護・福祉・こども・医療関連施設物価高騰対策支援金（新型コロナ対策）交付申請書及び添付書類の記載内容に虚偽がないこと。
- 4 その他、要綱の規定を順守すること。

注意事項

提出に当たっては、代表者本人が署名するか記名押印してください。

様式第4号（第7条関係）

文 書 番 号
年 月 日

（ 申 請 者 ） 様

日南市長

介護・福祉・こども・医療関連施設物価高騰対策支援金（新型コロナ対策）
審査結果通知書

年 月 日付けで申請のあった標記支援金に係る交付申請書の審査結果について、下記のとおり通知します。

記

審 査 結 果	交付する（交付しない）
交 付 決 定 額 （交付しないときはその理由）	

所 属 ・ 担 当 者	
電 話 番 号	

注意事項

交付決定を受けたときは、速やかに介護・福祉・こども・医療関連施設物価高騰対策支援金（新型コロナ対策）請求書を提出してください。

様式第5号（第8条関係）

年 月 日

日南市長 殿

請求者 所 在 地
名 称
代表者の職氏名

介護・福祉・こども・医療関連施設物価高騰対策支援金（新型コロナ対策）請求書

年 月 日付け（文書番号）で交付決定のあった標記支援金について、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 口座振替申出

金融機関名 (金融機関コード)	
支店名 (支店番号)	
預金種別	
口座番号	
ふりがな 口座名義人	

注意事項

- 1 請求者欄には代表者の登録印を押印してください。
- 2 各施設の金融機関口座を指定された場合（請求者と口座名義人が異なる場合）、この請求書をもって受領委任が行われたものとみなします。
- 3 金融機関コード及び支店番号が不明のときは記入を省略できます。